



三重県公報

令和4年9月26日 (月)

第 348 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
588	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	2
589	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	2
590	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
591	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(同)	3
592	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの所在地の変更の届出	(同)	3
593	三重県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示	(地球温暖化対策課)	3
594	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの業務廃止の届出	(農産物安全・流通課)	4
595	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	4
596	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	5

告 示

三重県告示第 588 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 4 年 9 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2450300682	特定非営利活動法人ことばとこころの発達相談所	三重県鈴鹿市稲生塩屋二丁目 1483 番 1	ぼらりすあんど	鈴鹿市稲生塩屋二丁目 1483 番 1	保育所等訪問支援	令和 4 年 9 月 1 日
2450500976	社会福祉法人安濃津福祉会	三重県津市一身田大古曾 1453 番地 3	子ども発達未来塾一身田	津市一身田大古曾 1453 番地 3	共生型児童発達支援	令和 4 年 9 月 1 日
2450700527	株式会社映弥	大阪府堺市堺区車之町西一丁目 1 番 26 号	児童発達支援・放課後デイサービス さくら	松 阪 市 西 町 281-1	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 4 年 9 月 1 日
2452700178	特定非営利活動法人カナエタ	三重県多気郡大台町長ケ 1317 番地	放課後等デイサービス カナエタ	多気郡大台町粟生 720 番地 1	放課後等デイサービス	令和 4 年 9 月 1 日
2451200188	株式会社心グループ	三重県名張市桔梗が丘一番町六街区 32 番地	よい子のお家いが すまいる	伊賀市久米町字大坪 639 番地 4	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 4 年 9 月 1 日

三重県告示第 589 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 4 年 9 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2412220366	介護サービス・ふぁみりー合同会社	三重県三重郡川越町大字北福崎 482 番地 1	介護サービスふぁみりー	三重郡川越町大字北福崎 482 番地 1	居宅介護	令和 4 年 9 月 1 日
2410400358	合同会社 T O M O N E E L	三重県亀山市東御幸町 97 番地 1	訪問介護ステーション T o m o n e e l	亀山市東御幸町 97 番地 1	居宅介護、重度訪問介護	令和 4 年 9 月 1 日
2410702076	社会福祉法人太陽の里	三重県松阪市若葉町 80 番地 5	ヘルパーステーションさわやか	松阪市若葉町 80 番地 5	居宅介護	令和 4 年 9 月 1 日
2411100320	合同会社なないろ	三重県熊野市井戸町 758 番地 2	介護サポートなないろ	熊野市井戸町 758 番地 2	重度訪問介護	令和 4 年 9 月 1 日
2410202218	株式会社ワンプレイス	三重県四日市市生桑町 234-1	わかば四日市	四日市市泊山崎町 9 番 42 号	生活介護	令和 4 年 9 月 1 日
2412720548	有限会社余谷木材	三重県多気郡大台町弥起井 538 番地	ヘルパーステーションねむの樹	多気郡大台町弥起井 536-2	居宅介護、重度訪問介護	令和 4 年 9 月 1 日

三重県告示第 590 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 9 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2412220010	株式会社ソーホー	三重県三重郡川越町大字豊田 598 番地	訪問介護センター川越サフラン	三重郡川越町大字豊田 598 番地	同行援護	令和 4 年 8 月 31 日
2411300599	特定非営利活動法人とんぼ池山荘	三重県名張市安部田 1094 番地	共生型デイサービスとんぼ池	名張市安部田 1108 番地	共生型生活介護	令和 4 年 9 月 30 日
2420502771	技研紙業株式会社	三重県津市久居明神町 2610 番地の 4	グループホームここから	津市一志町虹が丘 11 番地 3	共同生活援助	令和 4 年 8 月 31 日
2420701779	株式会社季節	三重県松阪市大黒田町 341-3	グループホームたかみ	松阪市大黒田町 605-6	共同生活援助	令和 4 年 8 月 26 日
2410701995	株式会社季節	三重県松阪市大黒田町 341-3	グループホームたかみ	松阪市大黒田町 605-6	短期入所	令和 4 年 8 月 26 日

三重県告示第 591 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 4 年 9 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種類別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
薬局	健やか薬局 虹が丘店	松阪市上川町字 215 番地 1		薬局	令和 4 年 9 月 1 日
訪問看護	訪問看護リハビリステーション COCORO	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3799-1		訪問看護	令和 4 年 9 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション松本クリニック	松阪市駅部田町 1619 番地 45		訪問看護	令和 4 年 9 月 1 日

三重県告示第 592 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から所在地の変更の届出がありました。

令和 4 年 9 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種類別	医療機関の名称	医療機関の所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			
薬局	スギ薬局松阪中央	松阪市宮町字堂ノ後 130 番地	松阪市宮町 51 番地 3		薬局	令和 4 年 8 月 18 日
訪問看護	訪問看護ステーションかがせお	伊勢市岡本二丁目 7-11	伊勢市藤里町 338-1		訪問看護	令和元年 7 月 1 日

三重県告示第 593 号

三重県環境影響評価技術指針（平成 11 年三重県告示第 274 号）の一部を次のように改正し、三重県環境影響評価条例（平成 10 年三重県条例第 49 号）第 4 条第 4 項の規定により告示します。

令和 4 年 9 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 1～第 4 （略）	第 1～第 4 （略）
第 5 環境影響評価の項目の選定	第 5 環境影響評価の項目の選定
1～2 （略）	1～2 （略）
3 環境影響評価の項目の選定に係る検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は	3 環境影響評価の項目の選定に係る検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は

<p>目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮し、別表 1-2 に掲げる環境要素の細区分を基にして適切に区分された環境要素に係る項目ごとに行うものとする。</p> <p>(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（(4)に掲げるものを除く。以下同じ。）</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ その他の環境（ア及びイに掲げるものを除く。別表 1 において同じ。）</p> <p>(ア)～(ウ) （略）</p> <p>(エ) <u>日照障害（風力発電所の設置又は変更の工事に係る事業については、風車の影（影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。以下同じ。）を含む。別表 1,別表 1-2 及び別表 2 において同じ。）</u></p> <p>(オ)～(カ) （略）</p> <p>(2)～(5) （略）</p> <p>4～6 （略）</p> <p>第 6・第 7 （略）</p> <p>第 8 調査の手法の選定</p> <p>1～5 （略）</p> <p><u>6</u> （略）</p> <p>第 9～第 21 （略）</p>	<p>目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮し、別表 1-2 に掲げる環境要素の細区分を基にして適切に区分された環境要素に係る項目ごとに行うものとする。</p> <p>(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（(4)に掲げるものを除く。以下同じ。）</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ その他の環境（ア及びイに掲げるものを除く。別表 1 において同じ。）</p> <p>(ア)～(ウ) （略）</p> <p>(エ) 日照障害</p> <p>(オ)～(カ) （略）</p> <p>(2)～(5) （略）</p> <p>4～6 （略）</p> <p>第 6・第 7 （略）</p> <p>第 8 調査の手法の選定</p> <p>1～5 （略）</p> <p><u>7</u> （略）</p> <p>第 9～第 21 （略）</p>
--	--

別表 2 第 1 中「8 予測対象時期等 土地又は工作物の存在及び供用における日照障害に係る環境影響を的確に把握できる時期」の次に「（風力発電所の設置又は変更の工事に係る事業については、発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期）」を加える。

附 則

この告示は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

三重県告示第 594 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 8 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の業務の廃止の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 4 年 9 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 26 年 7 月 1 日 第 55 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
MRC株式会社	代表取締役 坂 香住	亀山市関町会下 1266 番地 23

- 3 廃止年月日
令和 4 年 9 月 30 日
- 4 廃止しようとする業務
登録検査機関の業務

三重県告示第 595 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 9 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市采女町字北山 538 番 1 地先から 四日市市采女町字大日 815 番 1 地先まで	旧	12.1~49.0	132.7
	新	12.1~49.0	132.7

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亀山鈴鹿線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市国府町字国府 8420 番地先内	旧	20.4~27.9	21.3
	新	24.4~29.4	21.3

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市国府町字井口 40 番地先から 鈴鹿市国府町字西ノ野 13 番 19 地先まで	旧	31.5~48.4	9.2
	新	10.1~48.4	9.2

三重県告示第 596 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 9 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 宮妻峽線	四日市市水沢町字青木川 5151 番 1 地先から 四日市市水沢町字青木川 4064 番 11 地先まで	令和 4 年 9 月 26 日
一般国道 422 号	松阪市飯高町宮本字時尾 1316 番 3 地先内	令和 4 年 9 月 30 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>